

諮問番号：令和3年度諮問第2号

答申番号：令和4年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 審査請求に係る処分

審査請求人が、下記のとおり、市県民税を滞納していたところ（以下「本件市県民税」という。）、処分庁は、令和3年7月20日付けで、滞納金額267,226円について、審査請求人が請求外〇〇株式会社（以下「第三債務者」という。）に対して有する令和3年8月以降支払分の毎月の給料等から、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権、及び令和3年8月以降支払分の賞与等から、国税徴収法第76条第3項の規定により適用する同条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権を下記滞納金額に充つるまで差し押さえた（本件差押処分。伊財税徴S第〇号）。

#### 記

（単位 円）

賦年	期	未納額	督促	延滞金	合計	納期限	督促状 発送日
28	1	16,300	66	7,100	23,466	H28.6.30	H28.7.20
28	2	27,500	80	11,600	39,180	H28.8.31	H28.9.20
28	3	26,000	80	10,800	36,880	H28.10.31	H28.11.18
28	4	26,000	80	10,200	36,280	H29.1.31	H29.2.20
29	1	26,800	80	9,200	36,080	H29.6.30	H29.7.20
29	2	24,000	80	8,100	32,180	H29.8.31	H29.9.20
29	3	24,000	80	7,800	31,880	H29.10.31	H29.11.20
29	4	24,000	80	7,200	31,280	H30.1.31	H30.2.20
					267,226		

#### 2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年7月28日に、本件差押処分の取消しを求める審査請求をし、同年8月17日付け、同月31日付けで補正書の提出を受けた。

(2) 処分庁から、令和3年10月7日付けで、弁明書の提出があり、審査請求人には、反論書等を提出する場合には同年11月2日までに提出するよう通知したが、審査請求人から反論書の提出はなかった。

(3) 審理員から処分庁に、令和4年2月4日付けで、質問書を送付したところ、処分庁から同月21日付けで、回答書の提出があった。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の請求は、伊丹市の徴収課から連絡を受け、月々50,000円の分割払いを求められたが、月々の給料の手取りが165,000円で家賃69,700円、水道代3,000円、電気代5,000円、ガス代5,000円、携帯代15,000円を支払っているため、月々50,000円だと生活ができず、命を絶つしかないため、月々25,000円が限界であり、令和3年9月給料から1年間、月々25,000円以下の分割支払いを求めるといふものであったところ、本件差押処分を取り消すことを求めるものに補正されている。
- (2) なお、審査請求人は、その理由として、処分庁から再三の通告を無視したという理由により本件差押処分を受けたが、実際には通告に気付かなかっただけで、払わないとは言っていないとも主張する。

#### 2 処分庁の主張

##### (1) 本件差押処分に至るまでの経緯

- ア 処分庁は、地方税法第319条の規定に基づき本件市県民税について賦課決定を行い、同法第319条の2に基づき、納期限を付して納税通知書を審査請求人に送達した。これらはいずれも返戻されていない。
- イ 審査請求人が、本件市県民税を、各納期限までに納付しなかったため、処分庁は、地方税法第329条第1項の規定に基づき、督促状を発送したが、一度も納付はなかった。
- ウ 処分庁は、平成28年12月2日から令和2年8月20日にかけて、審査請求人に催告書を12回発送したが、審査請求人から一度も連絡及び納付はなかった。
- エ 処分庁は、令和3年6月18日付けで「滞納処分予告書」を審査請求人へ発送した。
- オ 令和3年7月7日、電話にて審査請求人より月額2万円での分割納付の申出があったが、処分庁は、給与等の調査の結果より、給与債権を差し押さえた場合の取立見込額が月額5万円程度であることから、納付計画を再考するよう審査請求人に伝えた。それを受け、審査請求人は、令和3年7月13日の13時に処分庁へ来庁すると申出をされたが、同日、審査請求人は来庁せず、連絡もなかった。
- カ 処分庁は、令和3年7月20日に、第三債務者に債権差押通知書を発送し、同通知書は同月24日に第三債務者に送達され、本件差押処分を行った。
- キ 処分庁は、令和3年7月21日、審査請求人に、差押調書（謄本）を送達した。

##### (2) 差押処分の適法性、正当性について

- ア 市県民税の滞納処分については、地方税法第331条第1項第1号（個人の道府県民税の滞納処分については、同法第335条）の規定により、督促等の要件を満たさなければならないとされているところ、審査請求人は、本件市県民税の各納期限までに納付しなかつ

ったために、処分庁は、同法第329条第1項の規定に基づき、督促状を送付し、これらは返戻されていないので、差押えの要件を満たしている。

イ 市県民税の滞納処分については、地方税法第331条第6項（個人の道府県民税の滞納処分については、同法第335条）の規定により、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

給与・賞与等の債権に対する差押えの方法及び効力発生時期については、国税徴収法第62条に規定されており、第三債務者に差押通知書が送達されたときに差押えの効力が生じる。

処分庁は、同条に基づき、令和3年7月24日に、第三債務者に対し、債権差押通知書を送達し、同月21日に、審査請求人に対し、差押調書（謄本）を送達しており、手続きに欠けるところはない。

ウ 差し押さえる債権の範囲は、原則その債権の全額を差し押さえなければならないとされ（国税徴収法第63条）、給与債権を差し押さえる場合は、国税徴収法第76条第1項各号で差押禁止金額を控除した金額とされている。

国税徴収法第76条第1項各号で定められる差押禁止金額には、給与・賞与等から天引きで徴収される所得税や住民税、社会保険料に加え、審査請求人の最低生活費等があり、本件差押処分は、これらの差押禁止金額を除いて差押えしており、差押金額は適法である。

エ 令和3年8月分及び9月分の給与・賞与等は、いずれも206,460円で、給与等から天引きされる所得税及び社会保険料等の合計は、いずれも41,145円であり、実際に差し押さえた金額はいずれも51,000円だったから、審査請求人の手元に残った金額はいずれも114,315円であった。審査請求人が主張する生活費のうち、携帯代を除いたもの（家賃69,700円、水道代3,000円、電気代5,000円、ガス代5,000円）合計82,700円を差し引いても、審査請求人の手元には31,615円が残り、審査請求人の実態における生活費を考慮しても、審査請求人の生活が困窮する事実はない。

審査請求人は、本件差押処分により、生活が出来なくなると主張するが、自ら選択し、〇〇市における単身世帯の住宅扶助費40,000円と比べ、29,700円高い家賃の支払と、15,000円という高額な携帯代を含めた生活費を支払っていることを理由として、本件差押処分によって、審査請求人の生活が困窮するという審査請求人の主張を認めることはできない。

審査請求人は、本件審査請求において25,000円の分納を申し出ているが、これまで一度も本件市県民税を納付されなかったという事実から、処分庁は、自主納付される可能性は極めて低いと判断し、本件差押処分を行った。

本件差押処分は、審査請求人の給与・賞与等の債権を差し押さえることにより、市税の収入の確保と市民の税負担の公平性を実現しようとするもので、高い公益性を有するものである。そして、その差押えに当たっては、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、適法かつ適正に行われており、また本件差押処分によって、審査請求人の生活が困窮することもないことから、本件差押処分を取り消す理由はない。

(3) 質問書に対する回答書の内容

ア 督促状の発送日は以下のとおりである。

税目	賦課年度	対象年度	期	督促状発送日
市県民税	平成28年度	平成28年度	1	H28. 7. 20
市県民税	平成28年度	平成28年度	2	H28. 9. 20
市県民税	平成28年度	平成28年度	3	H28. 11. 18
市県民税	平成28年度	平成28年度	4	H29. 2. 20
市県民税	平成29年度	平成29年度	1	H29. 7. 20
市県民税	平成29年度	平成29年度	2	H29. 9. 20
市県民税	平成29年度	平成29年度	3	H29. 11. 20
市県民税	平成29年度	平成29年度	4	H30. 2. 20

イ 差押禁止額の内訳、差押債権の回収状況及び今後の見込み

	金額			
	8月給与	9月給与	10月給与	11月給与
給与支給額 (端数処理後)	206,000円	206,000円	197,000円	9,000円
差押禁止額 (端数処理後)	155,000円	155,000円	149,000円	101,000円
差押額	51,000円	51,000円	48,000円	0円
振込手数料	770円	0円	1,430円	0円
取立金額	50,230円	51,000円	46,570円	0円

なお、令和3年10月29日に審査請求人が退職したため、今後は、同差押債権からの回収はない。

ウ 差押調書の送付先と本人の住所が異なっているのは、システムの仕様により旧住所（〇市〇〇〇〇〇）が表示されていたためである。なお、送付時には、現住所（〇市〇〇〇〇〇）の宛名状を付けて送付している。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 国税徴収法第76条第1項は、「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給与等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができない。」と規定し、同項各号は、下記のとおり、規定されている。

- 一 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- 三 健康保険法第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
- 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

なお、国税徴収法第76条第1項第4号の「政令で定める金額」は、国税徴収法施行令第34条により、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5,000円を加算した金額）とすることとなる。

この点、国税徴収法第76条第1項第1号及び第2号に規定される金額については、処分庁より提出のあった給与明細書に基づき適切に算定されているといえるし、国税徴収法第76条第1項第4号に規定される金額についても、審査請求人に生計を一にする配偶者その他の親族がいるかいないかは不明であるが、10万円として算定しているので、少なくとも過剰に算定されていることはないので、適切である。

また、地方税法第331条第1項第1号は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」は滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定しているところ、処分庁は、第3の2(3)ア記載のとおり、督促状を発しており、その日から起算して10日を経過した日までに徴収金の完納がなかったことから、本件差押処分に至ったことも認められる。

よって、本件差押処分は、法令に規定する差押えの要件を充足しているといえる。

- (2) また、処分庁は、平成28年12月2日から令和2年8月20日にかけて、審査請求人に催告書を12回発送しているし、令和3年6月18日付けで「滞納処分予告書」を発送している。審査請求人からは、同年7月13日の13時に処分庁へ来庁することになっていたが、その後、連絡が途絶えたことも認められる。

以上からすると、本件差押処分に至った手続についても、違法、不当な点は認められな

い。

(3) この点、審査請求人は、月々の給料の手取りが165,000円で家賃69,700円、水道代3,000円、電気代5,000円、ガス代5,000円、携帯代15,000円を支払っているため、月々50,000円だと生活ができず、命を絶つしかないため、月々25,000円が限界であり、令和3年9月給料から1年間、月々25,000円以下の分割支払いを求めたいとして、本件差押処分の取消し求めている。一方、処分庁も、令和3年7月7日、電話にて審査請求人より月額2万円での分割納付の申出があったが、処分庁は、給与等の調査の結果より、給与債権を差し押さえた場合の取立見込額が月額5万円程度であることから、納付計画を再考するよう審査請求人に伝えたと主張することから、令和3年7月頃に、審査請求人から、金額は食い違うが、少なくとも分割納付の申し入れがあったことは認められる。

そこで、分割納付の申し入れがあったにも関わらず、これを酌むことなく、本件差押処分に至ったことが、不当となるか検討する。

この点、国税徴収法第76条第1項は、給与等が生計維持のために重要であることに鑑み、給与生活者の最低限度の生活維持を目的として、給与の一部について差押えが禁止されているところ、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額について、本件差押処分を行ったに過ぎないことは、前述のとおりである。

また、審査請求人は、収入に比してあえて審査請求人自身の判断で、高額な家賃の住宅に居住していること、高額な携帯電話代金の支払を前提としていること、平成28年12月頃から何度も催告があった以上、支払に対応できる期間的な猶予があったことなどに鑑みると、月額2万5,000円しか支払うことはできないという審査請求人の主張は酌むことができない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和4年3月29日 諮問

令和4年5月19日 調査審議

令和4年9月 7日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 市県民税に係る滞納処分については、地方税法第331条第6項（個人の都道府県民税の滞納処分については、地方税法第335条）の規定により国税徴収法の例によるとされ、債権の差押えは、国税徴収法第62条第1項及び第3項の規定により第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、国税徴収法第67条第1項及び第3項の規定により差し押えた債権の取立てにより滞納者から差押に係る市県民税が徴収されたものとみなされる。そうすると、債権差押処分は、徴収職員が差し押えた債権の取立てを行ったときには、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解される。

しかるところ本件において、処分庁は、同条の規定に基づき、令和3年7月24日付けで、第三債務者に対し、債権差押通知書を送達し、その後、8月分給与より50,230円、9月分給与より51,000円、10月分給与より51,000円、それぞれ差押えた金銭の取り立てを行ったことから、その限度において市県民税は徴収されたものとみなされたといえる。そうすると、本件差押処分のうちすでに取り立てが完了した10月分給与までを対象とする部分は、その目的を達してその法的効果は既に消滅しているため、審査請求人には、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。

(2) なお、令和3年10月29日に審査請求人が退職したため、10月給与分取り立て以後同差押債権からの回収はされていない。このような場合でもなお審査請求人には本件差押処分のうち退職後の期間を対象とする部分につき取消しによって回復すべき法律上の利益があるかについて、以下検討する。

本件差押処分は、審査請求人と第三債務者との間の雇用契約に基づく給料等の債権を対象とするものであるところ、令和3年10月29日の審査請求人の退職に伴って同雇用契約は終了し、当該雇用契約に基づく債権と実質的に同一の債権が存続する等の事情も認められない。よって、本件差押処分のうち退職後の期間を対象とする部分についても、その取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

したがって、本件審査請求は不適法であり却下されるべきである。

(3) 以上より、本件審査請求は、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 角松 生史

委員 石橋 伸子

委員 中原 茂樹